石見銀山歷史文献調查報告書19 佐毘売山神社元神主橋本家文書

令和6年(2024)3月

島根県教育委員会

石見銀山歷史文献調查報告書19 佐毘売山神社元神主橋本家文書

序 文

的に重要な経済・文化交流を生み出したことが、島根県と大田市による総合調査で明らかとなってきました。 日本を代表する鉱山遺跡です。こうして石見銀山などで生産された大量の銀は、ヨーロッパの人々を東アジア貿易へと誘引し、 島根県のほぼ中央部、大田市に位置する石見銀山は、十六世紀から十七世紀にかけて日本史上まれな銀生産の隆盛をもたらした、

景観 の拡大が実現しています。 このような成果をもとに、平成十九年七月の世界遺産委員会ではその顕著な普遍的価値が認められ、 の名称で世界遺産一覧表への記載が決議されました。また、平成二十二年八月には、より充実した保護を可能とする資産範囲 「石見銀山遺跡とその文化的

だくことを願っております。 仰や動向を知る上で重要なものです。数多くの皆様に本書をご利用いただき、石見銀山遺跡のより一層の理解と保護に役立てていた する同家古文書などの解読文を掲載しました。解読した古文書は、大久保長安をはじめ江戸時代初めの石見銀山に関わった人々の信 本書には、 銀山の守り神とされる佐毘売山神社の元神主家の一つである橋本家に伝えられた古文書の目録のほか、 大久保長安に関

おわりに、本書の作成にあたり、調査にご協力いただきました文献調査員、ならびにご協力いただきました関係各位の皆様に厚く

令和六年三月お礼申し上げます。

島根県教育委員会

教育長 野津建二

例 言

一環として文献調査を実施している。本書は、世界遺産総合調査研究一、島根県教育委員会では、平成八年度より石見銀山遺跡の総合調査の 事業の一環として実施した文献調査の報告書である。

調査は次の組織で実施した。

石見銀山遺跡学術戦略会議(令和六年三月三十一日現在)

粟野 (東京農業大学地域環境科学部教授)

委 会下 和宏 (島根大学総合博物館教授)

委 委 員員員員員員員 尚 美穂子 (東京大学史料編纂所准教授)

委 下田 黒田 乃生 太 (筑波大学芸術系准教授) (筑波大学芸術系教授)

委 委 下間久美子 (國學院大學観光まちづくり学部教授

仲野 義文 (石見銀山資料館館長)

理恵 (株式会社SPACE CEO·東京大学未来

ビジョン研究センター客員研究員

事務局

島根県教育委員会

村上かおる (文化財課長

新田 晃久 (世界遺産室長)

倉恒 岩橋 孝典 (同室課長補佐・調査研究係係長事務取 (同室専門研究員)

担

当 清水佳那子 (同室会計年度任用職員)

斎藤 (同室会計年度任用職員

文献調查指導者

准士 (島根大学教授)

原田洋一郎(東京都立産業技術高等専門学校教授)

仲野 義文 (石見銀山資料館館長)

鳥谷 智文(松江工業高等専門学校教授)

、本書の編集に際して左記の個人・機関に多大なご高配を賜った。 して謝意を表する(五十音順・敬称略)。 記

〈個人〉熊谷健、真田育枝

〈機関〉 石見銀山資料館、 図書館 大田市石見銀山課、 佐毘売山 神 社、 島根県

立

保管している。 本書の編集に際して撮影した写真類は、 島根県教育委員会において

、本書掲載の目録作成(第1部)及び史料の翻刻(第2部)は、 局の倉恒康一・清水佳那子・斎藤一が担当し、 が執筆した。 解題(第3部)は倉恒 事務

、本文献調査の成果を活用した企画展を石見銀山世界遺産センター 田市大森町)で大田市石見銀山課とともに左記のとおり開催した。 大

〈夏季〉

会期:令和五年六月二十八日~八月二十八日名称:鉱山の守り神-佐毘売山神社の大遷宮

名称:大久保長安と石見銀山

会期:令和五年九月二十七日~十一月二十七日

第 解 3 題 部	第 本 凡 2 文 例 部	第 本 凡 1 文 例 部	目 例 序次 言 文	目
橋本家文書解題	佐毘売山神社関係大久保長安文書の紹介	橋本家文書目録		次
倉恒康一				
35	18 17	<u>8</u> 7	$\widehat{3}$ $\widehat{2}$ $\widehat{1}$	

第1部

橋本家文書目録

凡

例

一、第1部には佐毘売山神社の元神主家である橋本家の家伝文書 は大田市教育委員会所蔵)の目録を収録した。

、目録記載項目については、以下のとおりである。

(一) 文書の群番号・史料番号

番号ではない。また、適宜枝番号も挿入している。 本目録での番号は仮に付与したものにすぎず、分類区分に基づく

(二) 表題および文書名

付している。また、文書内容を補足する場合は()内へ記入しは、内容から判断できるもののみ適宜文書名を[]内へ記入し文書に表題記載のあるものはそのまま記述した。表題のないもの た。写・控は文書名に含めた。

(三) 年月日

等は()内へ記入している。年月日表記にはアラビア数字を用各文書に年代が記載されている場合はそのまま採用し、推定年代 ない場合は「年未詳」・「年月日未詳」とした。 い、年号に続く干支はそのまま記入している。 年号などが分から

(四) 作成者および宛先

省略が望ましくないと判断した場合は例外的に記載している。 記載にあたり、敬称や印・花押は原則として省略した。ただし

(五) 形態

に応じて「竪帳」・「横帳」・「横半帳」・「横小帳」などと記載した。 なお、近代以降の洋装本やノートなどは「冊子」、折り畳む形態の 紙文書は原則「状」と表し、形状が推定できたものは「折紙」・ 「切紙」などと表記した。帳面(和装本を含む)は形態やサイズ

> 冊」・「軸」・「袋」・「包紙」・「断簡」などの表記も適宜用いた。 した。そのほか、形態に応じて「専用紙」・「封筒」・「葉書」・「短 類は「鋪」とした。罫紙を用いたものは形態表記に「罫紙」と記 綴」とし、その外れた状態などは適宜付記している。絵図・図面 ものは「折本」と表した。一紙文書を簡易にまとめたものは「仮

(六) 点数

文書の数量を記入している。

(七) 備考

に付し、続けて内容を記入しているが、備考欄に含めた。 以上の(一)から(六)の各項目以外で、文書にかかる情報を記 述した。なお、袋・包紙の上書は(袋上書)・(包紙上書)と冒 頭

目録記載項目の表記に関しては、以下のとおりである。

目録中の項目記載にかかる史料の翻刻にあたっては、原則と 旧字体のままとした場合がある。 して新字体の利用で統一した。ただし、人名・地名については

 $\stackrel{\frown}{=}$ 適宜並列点(・)を加えた。

異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・ゟ・并はそのままと

回 助詞等に用いられる、者・与・江・而・茂はそのままとした。

豆 くりかえし記号は、漢字は「々」、平仮名は「^」、片仮名は

「丶」を用いた。

(六) 文字が判読できない箇所は一文字につき□で表した。

橋本家文書

12	11	10	9	∞	7	6	១	4	ယ	2	1	史料番号
[神道裁許状](衣冠の許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・紗狩衣着用許可につき)	[神道裁許状](袍冠の許可につき)	[神道裁許状](布斎服の許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	[神道裁許状](四組木綿手繦萌黄色四組掛及持 笏の許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)		[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	表題(文書名)
天明6年7月6日	天明2年9月4日	宝暦3年11月15日	寬保3年11月3日	享保5年12月16日	享保5年4月21日	元禄16年8月25日	延宝8年閏8月3日	延宝8年閏8月3日	寛永18年3月22日	寛永18年3月22日	慶長12年10月24日	年月日
神祇管領長上正二位卜部朝臣	神祇管領長上正二位卜部朝臣良延	神祇管領長上従二位神祇権大副卜部朝臣兼雄	神祇管領長上正三位行 神祇権大副兼侍従卜部 朝臣兼雄	神祇管領長上従二位卜部朝臣	神祇管領長上卜部朝臣 兼敬	神祇管領長上正三位侍 従卜部朝臣兼敬	神祇管領卜部兼連	神祇管領長上侍従卜部 朝臣兼連	神道管領長上卜部朝臣 兼里	神道管領長上卜部朝臣 兼里	神祇管領長上卜部朝臣	作成者
藤原貞重	橋本伊予正藤原重誠	橋本伊予守藤原貞重	橋本伊予守藤原寧重	藤原永重	橋本伊予守藤原永重	橋本主膳藤原永重	橋本氏重宣	橋本筑後守重宣	佐野河内守重家	市伊予守久重	佐野対馬守	宛所
栄	栄	关	关	关	关	关	关	关	关	关	关	形態
1	₩	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u></u>	ь.			<u></u>	数量
藤原貞重は石見国邇摩郡 銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。	橋本重誠は石見国邇摩郡 銀山山神の神主。封紙あり。封紙には鉛筆のメモ書きあり。	橋本貞重は石見国邇摩郡 銀山山神の祠官。封紙あ り。封紙には鉛筆のメモ 書きあり。	橋本寧重は石見国邇摩郡 銀山山神の祠官。封紙あ り。封紙には鉛筆のメモ 書きあり。	封紙あり。	封紙あり。	橋本永重は石見国邇摩郡 銀山山神の祠官。		橋本筑後守重宣は石見国 邇摩郡銀山山神の祠官。	佐野河内守重家は石見国 邇摩郡大森大明神の祠官。	市伊予守久重は石見国邇摩郡山神の神官。	佐野対馬守は出雲国楯縫 郡多久郷久木村天神の祠 官。	備老

皮料番号		年月日 文化2年11月23日 文保3年5月21日	作成者 神祗管領長上従二位 \ 部朝臣良連 神祗管領長上正三位侍 従卜部朝臣			本右京藤原重行本右京藤原重行原重行
15	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	天保14年3月16日	神祇管領長上侍従卜部朝臣良芳		橋本衛守藤原保重	
16	[神道裁許状](衣冠の許可につき)	天保14年3月16日	神祇管領長上侍従卜部 朝臣		藤原保重	藤原保重
17	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	嘉永4年11月28日	神祇管領長上正三位侍 従卜部朝臣良芳	4.	橋本造酒藤原重友	薔
18	遺書	享和2年冬霜月	橋本治部			
19	橋本ぬしに献す遺書	(年月日未詳)(享和2 年頃ヵ)	老子			状
20	[雀の彩色画]	(年月日未詳)	神楽岡大角春岳			鋪
21	欠番					
22	[和歌短冊]	大正2年11月				短冊
23	[短冊](未使用)	(年月日未詳)				短冊
24-1	[和歌短冊](みしるし・・・)	(年月日未詳)	楪			短冊
24-2	[和歌短冊](しこ草も・・・)	(年月日未詳)				短冊
24-3	[俳句短冊](あかあかと・・・)	(年月日未詳)				短冊
24-4	[俳句短冊](竹馬や・・・)	(年月日未詳)	琴雅			短冊
24-5	[和歌短冊](かし原の・・・)	(年月日未詳)	有郷			短冊
24-6	[辞世句] (おもひやれ・・・)	(年月日未詳)				短冊
24-7	[和歌短冊](磨かねは・・・)	(年月日未詳)	茶			短冊

																							Ųп
29	28	27-8	27-7	27-6	27-5	27-4	27-3	27-2	27-1	26-6	26-5	26-4	26-3	26-2	26-1	25-6	25-5	25-4	25-3	25-2	25-1	24-8	史料番号
[檢地帳写]	[いち職売券]	[和歌短冊](なつ木立・・・)	[和歌短冊](五十ちゝに・・・)	[和歌短冊](真さかきに・・・)	[明治天皇和歌短冊](をのかみを・・・)	[和歌短冊](しほみたる・・・)	[和歌短冊](夕顔に・・・)	[和歌短冊](八朔の・・・)	[和歌短冊](よろこひの・・・)	[和歌短冊](四方屋万に・・・)	[和歌短冊](九重の・・・)	[和歌短冊](十二橋・・・)	[和歌短冊](おめでたし・・・)	[和歌短冊](子宝と・・・)	[和歌短冊](咲花を・・・)	[和歌短冊](都なる・・・)	[和歌短冊](沈む身も・・・)	[和歌短冊](くみかわす・・・)	[和歌短冊](風ふかぬ・・・)	[和歌短冊](文事の・・・)	[和歌短冊](何事も・・・)	[和歌短冊](学ひ子も・・・)	表題(文書名)
(年月日未詳)	慶長7寅年9月10日	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年月日未詳)	年月日
			八十翁和人			将海绵	子公	琴雅		たき子		秀冏	李村七十五翁	秀冏	重涛	骨皮道人	骨皮道人		十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	一种	骨皮道人	七十二翁有郷	作成者
	おはないち																						宛所
折紙	栄	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	短冊	
	<u> </u>	1	1	1				1	<u> </u>	<u> </u>	_	1	_	1	<u> </u>	1		<u> </u>	_	1	1	1	数量
前欠	下部欠損し作成者名判読 不能。42号・49号文書と関 係。	題詠は夏木立		題詠は鏡		題詠は五十日祭				題詠は冬祝	題詠は寄竹祝		題詠は祝詞		題詠は帰雁、裏にも和歌 あり	題詠は初雪	題詠は向上	題詠は草間君の結婚を祝 して	題詠は秋祝	題詠は人書忍昔	題詠は雪	題詠は新年祝言	備老

															≽п
44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	史料番号
[鈴鹿左近書状](銀山山神の神主天野検校等の 願い承認につき)	[佐比売山神社年譜控](慶長年間以降の社殿修理記録や祭礼式日など)	[吉岡隼人他2名連署書状写](やま神いち職を おはなへ売り渡しにつき)	就御尋申上候覚(当山水鋪につき普請遅滞の件、横番の件につき)	[鈴鹿織部書状](天野検校からの申請の内容承認につき)	[田畑境界定書](三久須万蔵方にて扱人立会の もとで決定)	[書状](昨8月、子息造酒入来の節用立てた書 籍について)	[佐世元嘉寄進状写](神前湯立神楽料の寄進に つき)	[書状](同役天野氏子息の裁許状取得成功の件)	[書状写] (高野寺の儀につき瀧崎長門殿を大森へ差し遣わした件等)	以書付御届申上候事(天野権拯の死去に伴う 神職相続願控)	[書状案](虫送り祭礼に関して神社間で相論)	覚(当亥年上納分につき)	請取申山神祭御入用米之事	[佐世元嘉書状写](当山繁栄の祈祷の件)	表題(文書名)
(年未詳) 閏8月4日	宝永7年庚寅5月16日	(慶長7年ヵ) 9月11日	卯正月	(年未詳) 3月20日	安永6年酉12月7日	(年未詳) 5月5日	(年未詳) 9月18日	(年未詳) 10月7日	(年未詳) 2月15日	天明2寅年4月17日	(年未詳) 7月	亥12月	(年月日未詳)	(年未詳)7月18日	年月日
鈴鹿左近	山神祠官天野検校・市 伊予・本城采女	吉隼人正吉·今井宗玄· 岡田宗喜	伊達郡半田銀山山先 柏原六郎兵衛	鈴鹿織部相	権六	金田隼太記穂	佐石	鈴鹿織部相	長尾因幡	相続人檢校弟天野右衛門・後見浜原村神主牛門・後見浜原村神主牛 尾大和・銀山神主本城 采女・同橋本伊予	天野・はしもと・ほん 城	三久須 三右衛門		佐石元嘉	作成者
大角外記		八四郎右衛門	石見国 松原傳內·同 長見吉郎右衛門	橋本伊予・本城伊織		橋本治部	銀山々神外記大夫	橋本伊予・本城采女	橋本伊予守	銀山方御役所	鈴鹿織部丞	銀山 御山神			宛所
折紙	关	关	关	折紙	关	折紙	折紙	折紙	折紙	洪	折紙	关	折紙	折紙	形態
ш	<u> </u>	<u></u>	<u></u>	-	-	1	1	1	1	ш	н_	<u></u>		Ľ	数量
	袖が損傷している。	袖の下部が欠損。28号・49 号文書と関係。		宛所のうち橋本伊予の「伊 予」部分に修正痕あり。			佐毘売山神社文書9号の写し。翻刻文/忒中世大田・ 写し。翻刻文/忒中世大田・ 石見銀山関係史料集』831 号参照。		反故紙裏を利用。	(端裏書)「天野右衛門後職 相続届書控」	本文中に墨で訂正された 箇所あり。			佐毘売山神社文書7号の写し。翻刻文は『中世大田・石見銀山関係史料集』	備光

																⋊
60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	史料番号
[改名許可状](衛守から治部へ改名許可につき)	[神道裁許状](把笏・浅沓等許可につき)	[神道裁許状](風折烏帽子・狩衣着用許可につき)	六根清浄□□(太祓ヵ)	[神道裁許状](銀山山神の祠官藤原貞重が以後 神主たるべし)	[花押図案](橋本伊予の花押図案)	[神道裁許状](赤色千早の許可につき)	[神道裁許状](紗狩衣の許可につき)	[神道裁許状](四組木綿手繦萌黄色四組掛の許可につき)	[神道裁許状](赤色千早の許可につき)	[神道裁許状](持笏・浅沓の許可につき)	[大久保長安書状](山神いちめんを吉岡隼人の 扱いで銀子2枚で買い取りにつき)	十八神道加行次第	[検地帳写断簡]	[松岡右近書状](因幡守従五位下が神主天野に 許されたことにつき)	作恐御願申上候事 (山神御縁起願等のため上 京希望につき)	表題(文書名)
卯3月(天保14年ヵ)	天保9年8月16日	天保3辰年5月	文化2年11月23日	天明2年9月4日	安永4丁未年春3月 吉辰	明和3年10月3日	宝暦4年9月3日	元禄16年8月25日	元禄16年8月25日	元禄16年8月25日	慶長7年9月日	(年月日未詳)	(年月日未詳)	(年未詳) 12月25日	享保5年子3月9日	年月日
鈴鹿出羽守長生・鈴鹿 筑前守速□・鈴鹿豊後 守長府	神祇管領	神祇管領長上家公文所	神祇管領	神祇管領	庵原大学源政永	神祇管領	神祇管領	神祇管領卜部朝臣	神祇管領卜部朝臣	神祇管領卜部朝臣	大久保十兵衛長安			松岡右近範	天野検校・橋本主膳・ 本城采女	作成者
橋本治部	藤原経徳	石見国迩摩郡銀山山神 神主橋本衛守藤原保重	藤原重行	藤原貞重	橋本伊予	藤原貞重	藤原貞重	藤原永重	藤原永重	藤原永重	おはな			橋本治部・本城幸□	御奉行所	宛所
折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	状	折紙	关	形態
н	1	<u> </u>	Н	<u></u>	<u> </u>		<u> </u>	<u>-</u>	1		<u> </u>	_		1	1	数量
裏に貼紙「天保十四年三 月十六日 衛守保重 同 月同日初重(カ) 法令改 名治部」			財紙「文化二十一月廿三日神主右京重行 天保日神主右京重行 天保三五月廿一日法令」日付の左に鉛筆で書き込み「文化二年十一月二十三日」あり。料紙の袖と奥が損傷している。	貼紙「天明二年九月四日 神主伊予正重誠」	橋本伊予は寛保元年生まれとあり。	裏に朱字「橋本家」	貼紙「十一代伊予貞重」(現 代のもの)				28号・42号文書と関係。	摺物			本文中の複数箇所に墨で 添削あり。	備兆

史料番号	61	62	63	64	65	66	67	68	69		70
北											
表題(文書名)	[神道裁許状] (細烏帽子許可につき)	[神道裁許状] (細鳥帽子許可につき)	銀山記 全	山神御本社拝殿御普請	石州銀山御掛石高覚帳 (写)(石見銀山領各村 の石高を列記。)	三郷根本記(都治・波積・河上三か村の中世の歴史)	毛利、尼子の大森銀山争奪戦	会計簿	TIH 選用	綴方草稿帳	
年月日	丑11月	酉4月	(寛政2年以降)	元禄13年辰5月	弘化3丙午8月上旬 (筆写年)	明治15年4月4日	昭和34年6月9日	征露2年4月 (明治38 年)	明治38年4月	明治35年4月	11 V. O= F . I
作成者	鈴鹿兵部通益	鈴鹿河内守		大工村松佐次右衛門	正直	都治本郷戸長打荻四一		郡立農学校生徒橋本重 禎	郡立農学校生徒橋本重 禎	第弐学年生橋本重禎	キャナーガルムボージ
宛所	橋本右京	長尾土佐		天野検校・橋本市之丞・ 本城伊織							
形態	折紙	折紙	聚康	竪帳	感	製製	野紙仮綴	横半帳	横半帳	関東	型点
数量		1		1	1	1	<u> </u>	L	<u> </u>	<u> </u>	_
備老	宛所右に鉛筆の書き込み 「丑十一月」あり。	裏に鉛筆の書き込み「酉 四月」あり。	表紙に県史編纂掛の付箋『]原簿七七一号	拝殿の梁等に用いた部材 の寸法等を記す。	原本作成は文政13庚寅5月 上旬という(奥書)。表紙 に「石州銀山御料石見国 那賀郡畑田村」とあり。	表紙に「迩摩郡大家村長尾用」とあり。また表紙に尾用」とあり。また表紙に見用更編纂掛付箋「史籍記県史編第第一〇七一号 長緑原簿第一〇七一号 長尾和人」貼り付け。	人物往来社発行の『人物 往来』(昭和34年6月号)を 転写したもの。	明治38年4月から同年9月 にかけての小使い帳。	農業害虫の解説書を筆写 したノートカ。虫の挿絵あ り。	朱字での添削箇所が複数 あり。	

75	74	73	72	史料番号
[佐毘売山神社氏子札]	初書	小学 新理科 卷二	(欠番)	表題(文書名)
明治5壬申年正月晦日	昭和16年12月8日			年月日
旧神官本城光基・橋本 重守・天野直正				作成者
				宛所
木札	印刷物	竪帳		形態
1 	1 太	1 数		数量
迩摩郡銀山町雅一郎伯母 ていの氏子札	1 太平洋戦争の開戦詔書	教科書の写しヵ。		備老

第 2 部

佐毘売山神社関係

紹

介

凡 例

、第2部には、次に掲げる文書群の中から、初代石見銀山奉行大久保 る古文書の写真と当該古文書の翻刻文を掲載した。 長安及び彼と親しい関係にあったと推定される女性 「おはな」に関す

①佐毘売山神社文書(石見銀山資料館寄託・史料番号は『石見銀山歴 二〇一一年所収の佐毘売山神社文書目録の番号である。) 史文献調查報告書VI 石見銀山関連史料目録Ⅰ』島根県教育委員会

②熊谷家文書(個人藏·大田市教育委員会寄託)

③橋本家文書 (大田市教育委員会所蔵・史料番号は本書第1部所収の 橋本家文書目録の番号である。)

④『宝物古器物古文書目録迩摩郡上』(島根県立図書館所蔵「寺社史料

、右記に加えて関連史料を既刊の史料集等から引用し、「参考史料

文献調查報告書Ⅱ 近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、①『近世初期史料集』:石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山歴史 として掲げた。出典表記は以下のとおり略記した。 二〇〇六年

②『佐渡風土記』:永井次芳著・萩野由之校閲 『佐渡風土記』 一九七四年 臨川書店

③『佐渡相川志』:田中圭一編『佐渡相川 窓会、一九五八年 志』新潟県立佐渡高等学校同

④『佐渡国略記 上巻』:『佐渡国略記 窓会、一九八六年 上巻』新潟県立佐渡高等学校同

⑤『石造物報告書3』:島根県教育委員会・大田市教育委員会編『石見 銀山遺跡石造物調査報告書3 石見銀山安養寺・大安寺跡・大龍寺

跡・奉行代官墓所外』島根県教育委員会、二〇〇三年

、底本の体裁を原則としたが、史料の意味を変えない範囲で形式の統 一をはかった。

、字体は原則として常用漢字を用いたが、人名・地名については原文 のまま表記した。

、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣(ひかえ)・ゟ(より)・メ(し て)・并(ならびに)については、原文のまま表記した。

一、変体仮名は、現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる江(え)・

ま表記して小活字で示した。 而(て)・与(と)・二(に)・者(は)・茂(も)については、原文のま

、虫喰・破損で判読できなかった文字は、□□・[](文字数不 明)などでその状態を示し、推定可能な場合には(カ)を付した。

、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名 は「丶」を用いた。

一、誤字・脱字・衍字については、原文のまま表記し、(○○ヵ)(○ の字句の横に(ママ)と入れ、誤記が明らかな場合は正しい文字を ○脱ヵ)(衍)などと注記した。また、文意が通じないものには、そ () 内に注記した。

判読できなかった崩し字については、「*」で示した。



石見国仁万郡三久須村 大久保長安書状 (佐毘売山神社文書17号)

令寄附訖、無怠慢神 之内高五拾石為山神領

慶長七 鲜年八月日 石見守(花押) 事等可相勤者也、

宮内職大夫殿 中務大丞殿



2 大久保長安書状(佐毘売山神社文書18号)

石見国仁万郡

為山神領令寄附訖、 三久須村之内高五拾石

神事等無怠慢可相

勤者也、

宮内職大夫殿 中務大丞殿

(注) 佐毘売山神社文書19号も同文だが、19号には宛所のうち宮 内を指して橋本重守先祖と記す付箋あり。



, ち職売券 (橋本家文書28号)

3 いち職売券(橋本家文書28号
枚『売渡申候、
外
渡申候、然*我等いち居[
役"可被下之、依御約[
申候、重音少茂申分御[
為以来一筆申上所如件、
慶長七寅年九月十日 [

おはないちとの[



行相記るおうる なるるをできていまして 門を付てらてして いちおろいるまちんな 万代文之对并, は、展を安成代 を上ちじ作板ん ちいるとするとはよ となるし 在华人 思多久

吉岡隼人他2名連署書状写 (橋本家文書42号)

尚々此者"銀子

奉待候、以上、 進仕候、慥『御請取 [可被下侯、乍惶御返[

子三枚一昨日吉隼へ御 山神いち職おはなへ 売渡被申、然者□

山下助十郎申様者 渡申候処二、彼いち男 渡被成侯、則右之銀子

忝奉存候へ共、余大分

者此銀子茂被下間 被下之由被申、惣別 之儀"候条、弐枚可

殊三居屋敷永代 請取置申由被申候 売買のしるしとして 敷御事は候へ共、

(下段に続く)

御免許一可被下之

被申上候、則毛利殿様 旨、扨も/ 不之通

御証文三対并二

いちおさい売けん仕 尚以面上重畳可申上候 仕候而可進之由被申候、 おはな任望に、証文 可被成候、此上『漢何分にも 進上被申侯、御披見

正吉判

今井

宗玄判

尚 田

八四郎右衛門様

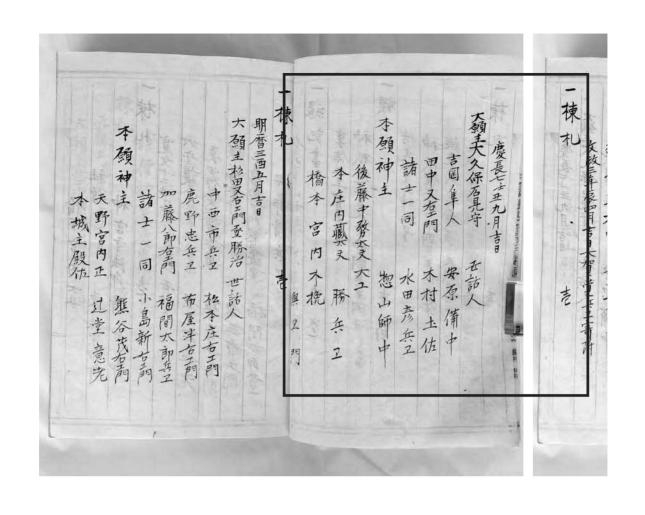


5 大久保長安書状 (折紙・橋本家文書49号)

以上

山之神いちめんの 横、吉岡隼人・岡田宗喜 様、吉岡隼人・岡田宗喜 扱ニー、銀子弐枚 買取候由、尤二候、毛利殿 買取候由、尤二候、毛利殿 ででまいち代之ことく たじまいち代之ことく たじまいち代之ことく たじまいち代之ことく が務可仕候、若於 有違乱者、可申上候者也、 の如件、

慶長七年九月日 長安(花押)



6 佐毘売山神社棟札写(『宝物古器物古文書目録迩摩郡上』所収)

慶長七半九月吉日

大願主大久保石見守

諸士一同 田中又右ヱ門

本願神主

惣山師中 水 木村 供中 田彦兵工

後藤中務太夫 大工

本庄内蔵太夫 勝兵ヱ

木挽 與ヱ門

橋本宮内



/ 大久保長安書状(折紙・佐毘売山神社文書16号)

為兵粮八木遣候、以上「尚々少々に候へ共

去頃不慮之火」

類火・逢候由事にて、其方も

笑止候、用所之

丹後"申候ハ、、早々儀も候ハ、大隅・

家をも立候様

可被致候、恐々謹言、

卯月十四日 長安(花押) 石見守

山神社文書64号)所収の本史料写から補った。なお、由緒書には本(注1) 冒頭の前欠部分(「」部分)は佐毘売山神社由緒書(佐毘売内蔵大夫殿「八蔵大夫殿」

史料は本城家所有と注記がある。

注意を要する。 (注2) 佐毘売山神社由緒書によると、慶長八年春に銀山で大火があく注2) 佐毘売山神社由緒書によると、慶長八年春に銀山で大火があり、大横相から石銀道のかがみ岩までの間、佐毘比売山神社も含む



8 大久保長安書状 (折紙・佐毘売山神社文書13号)

ゟふミ参候間 尚々おせん所

御届可有之候、 以上、

幸便候間一書申 入候、其許何事

無之候由、満足申 我等も近日爰元

罷立上洛仕候、 石州為仕置可

参候間、 其時に万

事達者『原侯、可有 可申候、おせん無何

同道可申候、親類衆へも 御心安候、其表〈参候者、

以面可申候、恐々謹言、 大十兵衛

其通可被申候、委者

内蔵大夫殿 正月廿日 長安(花押)

(注) 大久保長安が石見守を名乗るのは、慶長八年七月二十五日以降 なので、本史料は慶長八年以前のものカ。



9 大久保長安書状 (折紙・佐毘売山神社文書15号)

改年之吉慶

山神祈祷之御 万々目出度候、 仍

目出度□之酒為 久米到来候、又

祝着候、尚万吉上 樽代銀子三両

可申候、恐々謹言、 石見守

正月廿二日 宮内卿殿 長安

(注) 大久保長安が石見守を名乗るのは、慶長八年七月二十五日以降な ので、本史料は慶長九年以降のものカ。

— 26 —

10 城上神社定書写(熊谷家文書・群19-434)

定

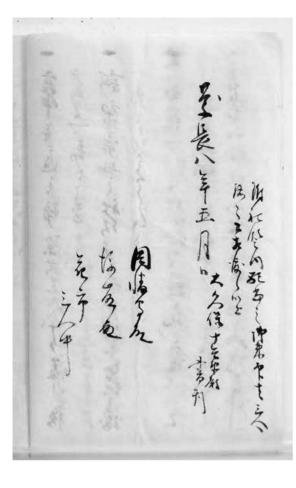
- 之事一、大森大明神祭礼社役等如前々不可有懈怠
- 、御神楽銭・はつほ銭之義ハ毎日寄合三人等分と十日花市所"可置之、中十日・下十日可准之事替、上十日因幡所"置侯者次ノ月上十日後藤、又次ノ月一月之内十日宛可置之、但三十日之内可為番、同御宝殿ノかき因幡・後藤・花市三人之所"
- 右三人等分"三九日共"可分取之事、毎年九月三九日之神楽銭・初穂銭も

可分取之事

神前灯明三人ゟ十日番毎夜無退転

当番所務之神楽銭・はつほ銭可押之事ともすへし、若於油断者過失として

(次頁に続く)



毎日可勤之事宮中*庭之掃除右三人十日番ノ積

一円『花はからひたるへき事、訶梨帝母之社頭#はつほ銭以下無他之綺

書付を以向後不可有相違者也、仍而如件たとへ弐人此書物紛失いたし候共、残一人前之右置目三人之社人所工一枚宛書渡候上者一門「右におらてたるへき事

銘々■相渡候、以上

附社領之内配当之御朱印者三人へ

慶長八年五月日 大久保十兵衛尉

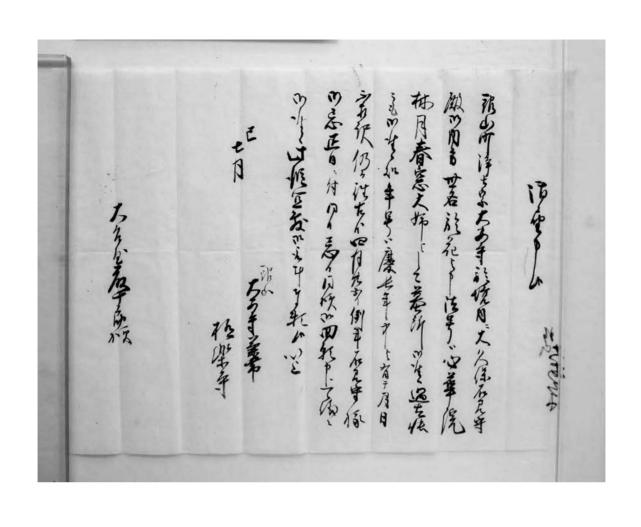
因幡守殿

書判

花 後 藤殿

三人中

— 28 —



11 お花回向につき願書写(熊谷家文書・群20-282)

(端裏書)「銀山

御届申候

御忌正日"付、同日忌日同様御回願申上候儀 御座候、此段宜敷御取斗奉頼候、以上、 不相訳、 こも御座候処、年号ハ慶長中与有テ月日
 林月春窓大姉与して墓所御座候、過去帳 殿御内方、此名於花与申、法号、心華院 銀山町浄土宗大安寺於境內"大久保石見守 仍而往古ゟ四月廿五日例年石見守様

大安寺兼帯

巳七月

大吉屋藤十郎様

(参考1) 大久保長安覚(抄) (宗岡家文書6号・『近世初期史料集』 より)

中略

以上

宗岡佐渡殿 まいる

(参考2) 大久保長安覚 (抄) (宗岡家文書7号・『近世初期史料集』より)

(中略)

、其方うちゟ「 候派、 我等斗駿府へ参候間、 所 へ参候^者返事可越候 其通可被申事 . 共、 はなハ伊豆一置

(中略)

以上

卯月廿九日 石見守 (花押)

宗岡佐渡殿

| (大衛県等) | 「大衛県等) | 「大衛県等) | (大衛県等) | (本郷国土記 巻之中(抄)(『佐渡風土記』より) | (参考3) | 佐渡風土記 巻之中(抄)(『佐渡風土記』より) | (参考3) | 佐渡風土記 巻之中(抄)(『佐渡風土記』より) 此女石州当国支配之内相果大安寺ニ葬ル、当寺に有」之石ニ而囲候墓 稼候ゆへ、 ハ、其頃よりおはな墓と云伝へ候得共、是は石州の石碑ニ候得共、其 |遠慮| 義有」之依て申誤候、おはな存生の内自分ニ而銀山を 此古敷于」今おはな間歩と云 二召連一、 _ 召 抱

(参考4)相川志 巻二(抄) (『佐渡相川志』より)

相川ノ始リ并金銀山 ノ起リ

中略

古間歩名目

当国金銀山ハ百八口ト言ヒ伝フ。 今記ス処ハ世ニ唱へ来ル所ナリ。多ク

ハ左右両沢ニアリ。

(中略)

筑後藤兵衛』 清右衛門』

おはなり

宗遊

(中略

惣徳町 町 長サ四十七間三尺、 元禄七戌年 ノ御検地『町 屋敷 反九畝

十九歩

惣徳ニ銀山ヲ下サレ是ヲおはな間歩ト言フ。 惣徳男子新十郎、 此所先年山師田中小左衛門後ニ惣徳ト言フ人ノ開 妹ヲおはなト言フ。慶長年中大久保石見守ニ仕フ。父 発ナリ。 因テ名トス。

(以下略)

(参考5) 佐渡古実略記五 抄 (『佐渡国略記 上巻』より)

〇石見守系図

長安 -石見守由緒本文ニ記 長政

男子

(参考8) 鬚黑旧大安寺境内所在石造物銘(『石造物報告書3』大安寺跡

66号)

地 寿位 為玉湮妙高禅尼

慶長十五族七月日

(注)調査カードの内容に基づき一部補正した。

(参考6) 佐渡国略記(五(抄)(『佐渡古実略記)上巻』より))

人当国工被召連

●寛文、南沢買石清右衛門娘・壱町目たはこ屋八郎兵衛女房けさ、此●寛文、南沢買石清右衛門娘・壱町目たはこ屋八郎兵衛女房けさ、此

(参考7)『銀山記』付箋(橋本家文書63号)

森大安寺境内ニ墓所存在ス(長尾印)奉行大久保石見守妻ハ山神宮ノ旧神職橋本重雄ノ祖助次郎娘ナリ、大

第3部

解題

橋本家文書

倉恒康

はじめに

ている。
ている。
では、令和二年度に個人から大田市教育委員会に寄贈された、会のと書では、令和二年度に個人から大田市教育委員会に寄贈された。

者の信仰を研究する材料として今後の活用が期待される。れを補うものとして、佐毘売山神社の歴史や、中・近世の石見銀山居住書(石見銀山資料館寄託)の存在が知られているが。、橋本家文書はこ佐毘売山神社に関する史料としては、同社が所有する佐毘売山神社文

佐毘売山神社の略史

文献資料をもとにまとめておく。 まずは、歴代の橋本家当主が奉仕した佐毘売山神社の歴史について、

(1) 中世の佐毘売山神社

ら大内氏が仙ノ山中腹に勧請したのが始まりと伝わるる。れていた。永享六年(一四三四)に石見国美濃郡丸山銅山(益田市)かれていた。永享六年(一四三四)に石見国美濃郡丸山銅山(益田市)かと毘売山神社の主祭神は金山彦命で、「山神」「銀山山神」などと呼ば

(一五四九)には神宮寺(廃寺)も創建されたと伝わる⁵。 当初から鉱山関係者に畏れ敬われる対象であったようだ。天文一八年『おべに孫右衛門縁起』(銀山旧記の一種)⁴は記しており、銀山の発見を遂げたおべに孫右衛門の祟りを鎮めるために山神とともに祀ったと様子は不明だが、銀山発見にも関わった鉱山技術者の一人で非業の死大永七年(一五二七)に神屋寿禎が石見銀山を発見した当時の神社の

永禄二年(一五五九)六月晦日に「銀山山神の祈念」を石見川本の国人確実な文献資料から佐毘売山神社の存在が確認できる最も古い事例は、

た銀の寄進状等である。利氏家臣(平佐就之・林就長・佐世元嘉)が佐毘売山神社の神職に宛て利氏家臣(平佐就之・林就長・佐世元嘉)が佐毘売山神社の神職に宛て利氏が銀山を支配した時期のもので、具体的には銀山支配を担当した毛る古文書。である。佐毘売山神社文書に伝わる中世文書は、いずれも毛領主小笠原長雄が康光という人物に命じた武明八幡宮(川本町)に伝わ

(2) 近世の佐毘売山神社

後に再建されたものである。わたって修復されており、現在の社殿は文化十五年(一八一八)の火災やたって修復されており、現在の社殿は文化十五年(一八一八)の火災を毘売山神社は江戸幕府から保護され、近世を通じて社殿は複数回に

有したことは明らかである®。有したことは明らかである®。初代石見銀山奉行大久保長安は、慶長七年(一六○二)八月に三久須初代石見銀山奉行大久保長安は、慶長七年(一六○二)八月に三久須初代石見銀山奉行大久保長安は、慶長七年(一六○二)八月に三久須

「さんや」が歌われたことが知られている。。官・銀山役人が参拝するのが恒例で、その直会で銀山大盛を願う山歌十一日に執行された「山入り」と称した祈願祭である。この祭礼には代上世の佐毘売山神社での信仰に関して特筆されるべきは、毎年正月

中務・いち伊予(橋本家の人物と推定)・本城采女となっているので『、同十八年〈一六三八~四一〉)のものと推定できる書状の宛名が天野家が確認できる。銀山奉行杉田九郎兵衛の在任期間中(寛永十五年~江戸時代の佐毘売山神社の神主家には、橋本家以外に本城家と天野

城家も神主の地位を継いでいない。神主は本城家が継ぎ、橋本家は同神社から離れている。なお、現在は本と思われる。この体制は明治維新まで続いたが、近代には佐毘売山神社遅くとも一六三〇年代には橋本・本城・天野の三神主家体制が完成した

一橋本家の歴代当主

動した歴代当主は次のとおりである。橋本家文書旧蔵者宅にある橋本家の家譜によると、初代から近世に活

二代 山下助太夫 天文二十年没初代 山下但馬 永正八年没

一代 山下助次(十)郎 慶長七年没

橋本勘太夫 養子で実父は安芸国広島の侍佐野対馬 出雲国多久郷天神からの養子

六代刑部延宝七年没五代橋本勘太夫養子で実父は安芸

筑後重宣 元禄十二年没伊予重政 貞享四年没

八 七代代

九代 主膳永重 寛延三年没

十代 伊予寧重 宝暦三年没

二代 右京重行 天保八年没一代 伊予貞重 文化二年没

十三代 治部保重(重守) 明治十四年没

り三、近代でも神社界との関わりは続いた。 八幡宮(大田市大代町大家)の神主を橋本家出身の長尾和人が務めてお先述したとおり橋本家は佐毘売山神社の神主家ではなくなるが、石清水五代目の橋本勘太夫から橋本姓の人物が継いだとする。明治維新後は、亜戦国期から近世初頭までは、山下及び佐野を名字とする人物が継ぎ、

二 橋本家文書の概要

(1) 佐毘売山神社に関連する古文書群

や十九世紀初めの造営関連史料が比較的まとまって残っている。国時代から大正期までの約七十点から成り、中世の毛利氏関係の原文書したとおり、現在、石見銀山資料館に寄託中の佐毘売山神社文書は、戦まずは、佐毘売山神社に関連する古文書の全体像を述べておく。先述

本城家の古文書の存在も最近になって判明したロ。近世に銀吹師を営み銀山町役人を務めた小割家に伝わっているロ。また、橋本家以外の旧神主家の家伝文書としては、天野家の古文書の一部が、

(2) 橋本家文書

長安に関連するものであり、項を改めて解説する。 号・同前4号、49号・同前5号)。これらは初代石見銀山奉行の大久保本報告書第2部3号)であり、これに関連する史料が二点存在する(22号・に佐毘売山神社文書の写しである。原文書で最も古いのは、慶長七年古い史料としては中世史料の写しはあるものの(30号4・37号)とも古い史料としては中世史料の写しはあるものの(30号4・37号)とも

のとも考えられるが、養子の事実を裏付ける同時代史料はない。

譜は佐野対馬が養子に入ったと記しており、養子に入る前に授かったも十二年(一六〇七)の佐野対馬宛のものだが(1号)、同人は出雲国楯縫譜に登場する歴代全員の名前が確認できる。最古の神道裁許状は慶長譜に登場する歴代全員の名前が確認できる。最古の神道裁許状は慶長

「重」を使用しており、家譜が記すとおり佐野家と橋本家が血縁でつな(3号)、この人物についても不明である。ただ、両者とも橋本家の通字神社)の祠官である佐野重家に出された神道裁許状も伝わっているがは橋本家の家譜には見えない。また同一年月日付けで大森大明神(城上(一六四一)に「市伊予守久重」に宛てたものだが(2号)、この人物橋本家の祖先に宛てたと思われる神道裁許状の初見は、寛永十八年

さしあたり一六三○年代としておこう。さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代としておこう。

さしあたり一六三○年代の史料に「市がるのかもしれない。また、先述したとおり一六三○年代の史料に「市がるのかもしれない。また、先述したとおり一六三○年代の史料に「市がるのかもしれない。また、先述したとおり一六三○年代の史料に「市

人宅にも伝来している20。 人宅にも伝来している20。 の選出山田・一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大の一大のである10。 内容は『石州銀山紀聞』(国立国会図書館所蔵)所収の以降である20。 内容は『石州銀山紀聞』(国立国会図書館所蔵)所収のと奥書にある。 第写時期は記載内容から判断して寛政二年(一七九〇)と奥書にある。 第写時期は記載内容から判断して寛政二年(一七九〇)と奥書にある。 第写が重ねら、 が、筆写が重ねら、 大田市仁摩町馬路)の松浦家所蔵本 との一大の一大の一種である。 は、本史料はいわゆる「銀

(66号)が長尾和人の旧蔵書であることが表紙の記述等から明らかだ外にも、都治・波積・河上三か村の中世の歴史を綴った『三郷根本記』幡宮の神主を務めた長尾和人の旧蔵書であったと判明する。本史料以箋が貼り付けられているので、橋本家の出身で明治期に大家の石清水八本史料の複数個所には「長尾」の朱印を捺した解説文を記載した付

ある。祟りを鎮めるために非業の死を遂げたおべに孫右衛門を神として 妻山神ト称し神霊を祭る古文書ハ旧神職橋本重雄所持ス (長尾印)」と 可能性がある。 きないが、どこかに古い形態の銀山旧記が調査されないまま眠っている ト称し神霊を祭る古文書」に該当する史料を橋本家文書の中から確認で 記が伝わっていた可能性がある窒。残念ながら「お紅孫右衛門を妻山 ているがゴ、この長尾和人の付箋によれば、橋本家にも同系統の銀山旧 衛門縁起』(文禄五年〈一五九六〉・島根県立図書館所蔵)に確認できる。 述は、銀山旧記のうちでも一番古く成立した部類に属する『おべに孫右 祀ったことは銀山旧記の諸本にあるが、「妻の山神」として祀ったとの記 山を神屋寿禎等が発見する場面に貼られた付箋で、「お紅孫右衛門を 人が付箋に記した注釈に注目すべきものがあるので紹介したい。石見銀 『おべに孫右衛門縁起』と同系統の銀山旧記は、山師高橋家にも伝わっ 『銀山記 全』の本文は既知の内容であり目新しさはないが、 長尾

四 大久保長安と「おはな」

長安に関連する三点の史料を中心に述べたい。 に出された大久保ここでは、橋本家文書のうち慶長七年(一六〇二)に出された大久保

(1) いち職売渡証文(本報告書第2部3号)

したとおり神子を指すと思われ、佐毘売山神社の神子の役目とそれに付売主が「おはな」に宛てて出した証文と推定できる。「いち」とは先述「おはないち」と記載)が銀子二枚で「山神いち(職)」を購入した際に、料紙の下部の損傷が著しいが、「おはな」と呼ばれる女性(本史料は

で多述)。 おり確認できないが、「いちおさい」と名乗る神子と推定できる((2) 随する権益が売買対象になっているのであろう。なお、売主は欠損して

(2) 吉岡隼人他二名連署書状写(本報告書第2部4号)

考えてよい。 いるので、慶長七年、すなわち(1)の売券の翌日付けの史料の写しといるので、慶長七年、すなわち(1)の売券の翌日付けの史料の写しといるので、慶長七年の記載は無いが、「おはな」によるいち職購入の経緯が記されて

ずれも大久保長安の石見銀山支配を支えた現地有力者である。 三人の差出人だが、吉隼人正吉は吉岡隼人(吉岡出雲とも)を指す。 三人の差出人だが、吉隼人正吉は吉岡隼人(吉岡出雲とも)を指す。 三人の差出人だが、吉隼人正吉は吉岡隼人(吉岡出雲とも)を通じて をして銀百六十(枚)を寺井吉右衛門とともに、関ケ原合戦前後を通じて をして銀百六十(枚)を寺井吉右衛門とともに、関ケ原合戦前後を通じて をして銀百六十(枚)を寺井吉右衛門とともに、関ケ原合戦前後を通じて をして銀百六十(枚)を寺井吉右衛門とともに、関ケ原合戦前後を通じて をして銀百六十(枚)を寺井吉右衛門とともに、関ケ原合戦前後を通じて に、関ケ原合戦前後を通じて を通じて をして活動した人物で3、関 を計す。

吉岡隼人らから託されているから、「おはな」の関係者であろう。 宛所の八四郎右衛門は特定できなかったが、「おはな」宛ての売券を

さらに「おはな」の望みどおり証文を発行すると(大久保長安から)言受け取りを固辞した銀一枚が吉岡隼人を介して八四右衛門に渡された。(「いち職」を売却した後も居屋敷への居住が認められる点を特に感謝している)。こうして金額がまとまり、山下側から毛利氏時代の証文三している)。こうして金額がまとまり、山下側から毛利氏時代の証文三している)。こうして金額がまとまり、山下側から毛利氏時代の証文三している)。こうして金額がまとまり、山下側から毛利氏時代の証文三は「いち職」を購入しようと吉岡隼人を介して「彼いち男」であるな」は「いち職」を購入しようと吉岡隼人を介して「彼いち男」であるな」は「いち職」を開入した。

われているとも申し添えている。

神社の歴代の神子と考えるべきかもしれない。神社の歴代の神子と考えるべきかもであるう窓。家譜によると橋本家とは養子神社で神子を務めた家の人物であろう窓。家譜によると橋本家とは養子詳細は不明だが、毛利氏の証文を所持しているので、戦国期の佐毘売山「おさい」に代わって「いち職」の売却に関与している山下助十郎の

(3) 大久保長安書状(本報告書第2部5号)

大久保長安が石見銀山において発出したと考えられる。十月十三日には大久保長安は石見銀山に滞在しているので宮、本史料はれた「おはな」の望みに任せて発行するという証文であろう。慶長七年今回の調査で新たに発見された大久保長安の史料である。(2)で触

符合する。 ら「おはな」に毛利氏の証文三通が渡ったことは、(1)(2)の内容と人と岡田宗喜であること、「いち職」を銀二枚で購入したこと、売主か「おはな」と「いち職」を有していた山下の間を仲介したのが吉岡隼

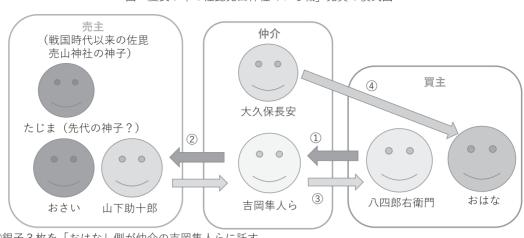
であろうか。
て、「いち職」の売り主である山下側の人物(「おさい」の先代の神子)て、「いち職」の売り主である山下側の人物(「おさい」の先代の神子)な」に伝えている。「たじまいち」の詳細は不明だが、文脈から判断しの売買契約が乱されることがあれば自分に報告するよう長安は「おはの売買契約が乱されることがあれば自分に報告するよう命じた上で、もしこそして「たじまいち代」同様に年貢を納めるよう命じた上で、もしこ

である。

以上の三通から導かれる「いち職」の売買の経過は次頁の図のとおり

(4)「おはな」とは誰か

数の史料に登場する人物であることが、仲野義文氏等によって明らかに「おはな」とは何者であろうか。実は石見銀山及び佐渡金銀山関係の複大久保長安とその配下の石見銀山の現地責任者から手厚く保護された



①銀子3枚を「おはな」側が仲介の吉岡隼人らに託す

参考2)。

る

(本報:

告書

第 料

2 ŧ

- ②吉岡隼人から山下助十郎に銀子が渡される
- ③「いち職」売却の証拠書類一式(毛利氏発行の証文、「おさい」発行の売券/28号)が吉岡隼人経由で「おはな」側に渡される。あわせて、山下助十郎が固辞して受け取らなかった銀子1枚が返却される(42号) ④この売買を保証する証文が大久保長安から「おはな」に発行される=新発見の大久保長安書状(49号)

こま)

0

安否を

一渡の

関係

女性

宛てた書状に、

は

な

が気にか

いるとある

報告 けて

ま

た、 第2部

大久

保

長

参

/考1)。 (本

0

伊

豆.

きに

お

は安

が

同 行

行

してい

る

ことがわかる史

見安料 そして、 久は、 在 だが 保 銀 \mathcal{O} は 墓 長 Щ 「おは 廃 安 所 \mathcal{O} 寺) 大 が 大 後 久 安 あ 世 \mathcal{O} 御は住寺る保の

つつ彼女に 行 研究の 7 1 る 30。 石見銀 成 深に 0 以 依

> 「おは 内

は加えて「おはな」は橋本家祖先の

(山下カ)

助次郎

 \mathcal{O}

娘として

『銀山

記 号)。

貼

0

て

が大久保長安の妻だと記した付箋を

方、

な

妻だと記

して

いる

(本報告

書

第2部

11

長尾

和

係だが、

吉岡

隼

まず、

ともに大久保長

一用さ

れ

た宗

岡

大久保長安が 宗部においておいている。 留佐な 人と Щ な」が間歩を経営していたという伝承もある は長 たちに共有されていたのだろう。 会と思われるがコス、 $\widehat{\pm}$ 記などの な間歩」 安に仕え、 方の佐渡金銀山関係では、 (本報告書第2部参考7)。 郎と 歴史書を相互に筆写することを通じて、 と名付けられたとあるほか 「おはな」 惣徳が長安から与えられ 「おはな」 が親子関係にあ は大久保長安の妻だとする見解 佐渡の 2 で示した解釈に従えば、 Щ ったとは考え難く、 た間歩には、 [師惣徳 の娘 石見銀山 彼 おは

周

辺

0

知 銀

識

人

橋

本家側

山の

旧付

山

下

助

次

は、

とも の世 参 /考5)。 名前にちなんだ間歩があった点でおおむね共通している。 の編纂資料だが、 いう 違するが、 上のとおり、 (本報告書第2部参考6)。佐渡金銀 また、「おはな」は小舞を得意とし、 「おはな」 石見銀 田中宗 山と佐渡金銀山で伝承された「おは が (惣) 諸国を移動する大久保長安 徳3の娘が大久保長安の (本報告書第2部参考 (本報告書第2部 多くの女性を抱えてい Ш 回の 史料 0 女にちなみ 側 な 妻となり、 は な 1) 室として仕 $\overset{\cancel{4}}{\overset{\cancel{}}{\overset{\cancel{}}{\overset{\cancel{}}{\overset{}}}}}$ ず 参考3 が 大久 れ 0 も後 出 お た お保 自 は

保長安は、 うした一 相 長安の たれ、 人であったのだろう36 管轄する諸国 腹 「路次中の 心とも 親し 行儀夥 \mathcal{O} い関係 鉱 山に出張する際には 也 にあっ 『当代記』 たことは 間 35にあるが、 「上郎女房七 違 いあるま 八十 彼 女もそ 大久

, ち職」 購 入 の目 的

教的 は ここでは ち 職」も お は 意 な が 「お 動 はな」 が おはな」が保有していたことを示す史料がある。 機とも考えられるが、 石見銀 が 山周 「いち 辺 職 で \ \ \ を求め 大田市-ち職 た背景を考察 を集積して 大森に鎮 要座する した たことを 城 この 神 示 社 女 事 \mathcal{O}

をうかがわせる。 ており、佐毘売山神社に対する宗教的熱意以外の動機で動いていたこと

された神楽銭などの配分も定めている。
その問題の史料が、慶長八年(一六〇三)に大久保長安が因幡守・後された神楽銭などの配分も定めている。
が上神社(大森大明神)の鍵を三人が十日交代で管理し、期間中の
にている。その一方で、毎日及び「九月三九日」の神楽銭、初尾銭の収
じている。その一方で、毎日及び「九月三九日」の神楽銭、初尾銭の収
じている。その一方で、毎日及び「九月三九日」の神楽銭、初尾銭の収
に初尾銭)はすべて「花市」(おはな)の収入とするなどと、神社に寄進
された神楽銭などの配分も定めている。

、とと思ってる。 の居住を許されたことを感謝しているので、神子屋敷の権益も付随しての居住を許されたことを感謝しているので、神子屋敷の権益も付随して尾銭の収入を保障されることになる。また、(2)で山下助次郎が屋敷で神社の維持管理の義務が生じる一方で、神社に寄進された神楽銭・初、とと思ってる。

た先の各地の鉱山で、「おはな」は財産形成を図っていたのではないか。おり(本報告書第2部参考3・参考5・参考6)、大久保長安に帯同し史料ではあるが、「おはな」が佐渡で間歩を経営していたとも伝わってできるので、経済的な思惑も動機として考慮すべきだろう。後世の編纂当時の石見銀山は最盛期であり、神社にも相当の収入があったと推測

(6)「おはな」の死去と墓所

墓所は、佐渡と石見銀山のそれぞれの大安寺(大久保長安菩提寺)を別で、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を安易に関連付けることは慎むべきだるので、当該石造物と「おはな」を対している。

おわりに

実像に迫る上で、重要な基礎資料と言えるだろう。 実像に迫る上で、重要な基礎資料と言えるだろう。 また、一連の「おはな」関連史料は、虚実入り混じった大久保長安の 中的経緯を追うことができる史料群として、橋本家文書は貴重である。 との近れる。その過程で、神子を襲職するのは女性から男性 に変化したことも窺える。佐毘売山神社の信仰の一翼を担った神子の歴 で、中子を襲職するのは女性から男性 がいる、との過程で、神子を襲職するのは女性から男性 がいる、に山下家から大久保長安の側室と思われる「おはな」に移動し、その後、 として、橋本家文書を概観した。佐毘売山神社の神子職は、近世初頭 以上、橋本家文書を概観した。佐毘売山神社の神子職は、近世初頭

なるご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。 【謝辞】「おはな」関連史料の捜索に当たっては、清水佳那子氏から多大

- 二〇〇七年)の表記に合わせた。 見銀山遺跡とその文化的景観 公式記録誌』(島根県教育委員会、1 「佐毘賣山神社」とも表記されるが、本報告書では『世界遺産石
- 『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅵ』(島根県教育委員会、二○一一

2

『中世大田』と略記。)に中世文書が翻刻されている。石見銀山関係史料集』(大田市・大田市教育委員会、二〇一九年。以下年)に目録が掲載されているほか、大田市教育委員会編『中世大田・

- 3 佐毘売山神社由緒書 (佐毘売山神社文書六四号)。
- 4 『中世大田』一〇六〇号。
- 覚書』二○一二年)。 県教育委員会編・発行『石見銀山歴史文献調査報告書™ 銀山古事界教育委員会編・発行『石見銀山歴史文献調査報告書™ 銀山古事なって信養坊が創建され、これが後に神宮寺になったという(島根5 大内氏重臣の陶氏から銀山大工に任命されていた房宗が檀那と
- 6 『中世大田』四九三号(武明八幡宮文書)。

- 銀山』今井書店、一九六五年)。 高橋宣光「銀山夜話」(坂根兵部之輔・江面龍雄・高橋宣光『石見
- 10 年未詳二月二十四日杉田九兵衛書状(佐毘売山神社文書二十号)。
- 不明、大田市中央図書館架蔵)。(一九一一)まで在職が確認できる(『大代町誌』大代小学校、発行年11 十三代 保重の 子息。 明治 八年(一 八七 五)から同 四十四年
- の目録による(石見銀山世界遺産センター保管)。12 平成十四年七月に石見銀山歴史文献調査団が現地調査しており、そ
- 以下、特記しない限り橋本家文書は本報告書第1部の目録番号を付家の古文書の存在が伝えられた。当該史料については後考を期したい。令和五年度に本城家の縁戚に当たる方から大田市石見銀山課に本城

記する。

- 15 前掲註7参照。
- 之氏のご教示による)。

 之氏のご教示による)。
- 文書五〇 一号)。 の署判位置の決め手となっている(突込印形書札之事・佐毘売山神社の署判位置の決め手となっている(突込印形書札之事・佐毘売山神社の順序に関する条項があり、橋本家は「いち役」であることが、同家の順序に関する条項があり、橋本家は「いち役」であることが、同家の選手をした史料に、連印
- 18 前掲西田かほる「神子」六十~六十一頁。
- で在職した蓑笠之助になっている。19巻末に歴代代官の名前を掲げるが、最後が天明七年から寛政二年ま
- 究』二十三、二〇一五年。20 鳥谷芳雄「『石州銀山権輿并交代支配記』について」『古代文化研
- 参照。 銀山史料解題 銀山旧記』(二○○三年)の解題(小林准士氏執筆)を 21 銀山旧記諸本の書誌学的考察は、島根県教育委員会編・発行『石見
- 神主であった橋本家が同系統の写本を所持していても不思議ではない。史料編 近世3近世下』一九六五年、六十六~六十七頁)、同じ神社の家の蔵書を明治維新後に浜田県が写したものであり(『新修島根県史22 現在、島根県立図書館が所蔵する『おべに孫右衛門縁起』は、本城22 現在、島根県立図書館が所蔵する『おべに孫右衛門縁起』は、本城20 であった。
- 七十五~七十九頁。会」(島根県教育委員会編・発行『石見銀山関係論集』二〇〇二年)会」(島根県教育委員会編・発行『石見銀山関係論集』二〇〇二年)。松岡美幸「一六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉱山社

- 幕府石見銀山史料』(雄山閣、一九七八年、二十三頁。) 百俵で召し抱えられたという(村上直・田中圭一・江面龍雄編『江戸四 吉岡家の由緒書によると慶長六年(一六〇一)に大久保長安に切り
- 社会」七十五~七十九頁。 社会」七十五~七十九頁。 前掲松岡美幸「十六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉱山
- 26 『中世大田』一二二七号(高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録)
- 納書写(吉岡家文書・『中世大田』一一三六号)。27 慶長五年(一六〇〇)十一月月十八日付け子歳石見国銀山諸役銀請27 のであります。
- 変化したのかもしれない。 で化したのかもしれない。 で化したのかもしれない。 では大いの関係は不明である。また、助十郎ではなく、その妻か母親と推定さいるが(前掲「高野山浄心院往古旦那過去帳姓名録」)、山下助十郎と28 「山下太郎左衛門」という人物が銀山に居住し天文八年に死去して28 「山下太郎左衛門」という人物が銀山に居住し天文八年に死去して
- 前掲杣田善雄「大久保長安の居所と行動」二三六頁。
- 教育委員会、二○○六年、五十八頁。『石見銀山歴史文献調査報告書Ⅱ 近世初期石見銀山史料集』島根県『一年の東文学・1988年では、1988年に、1988年では、1988年に、1988年では、1988年に
- 見銀山の社会と経済』ハーベスト出版、二〇一七年)を参照。岡氏の動向と活躍について」(島根県教育庁文化財課世界遺産室編『石宗岡佐渡については、仲野義文「近世初期における石見銀山役人宗
- している。3.前掲の橋本家の家譜には、助次(十)郎の妻が「華」とあり、錯綜3.
- 史的研究』刀水書房、一九八六年、四十~四十二頁)。 若狭国小浜の豪商で佐渡に進出した人物(田中圭一『佐渡金銀山の

『当代記 駿府記』(続群書類従完成会、一九九五年)一八九五

36 35

- 縁のある女性がいたことがわかる。配しないようにとあり、「おはな」以外にも長安に帯同した石見銀山に保長安書状(本報告書第2部8号)には、「おせん」は元気なので心、佐毘売山神社の神主の一人である内蔵大夫(名字不明)宛ての大久
- 長安の研究』揺籃社、二〇一三年)四一五頁。 村上直「大久保石見守長安の研究覚書」(同著『論集 代官頭大久保
- 二十一頁)。なお、「寿位」とも刻まれているので逆修塔である。大龍寺跡・奉行代官墓所外』島根県教育委員会、二〇〇三年、十八~編『石見銀山遺跡石造物調査報告書3 石見銀山安養寺・大安寺跡・間に長期間の隔たりがある(島根県教育委員会・大田市教育委員会のものであり、次いで古い石造物(宝暦十一年〈一七六一〉銘)とのの当のでがある。

令和6年(2024)3月発行 石見銀山歴史文献調査報告書19 佐毘売山神社元神主橋本家文書

編集・発行 島根県教育委員会(文化財課) 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 Phone 0852-22-5642

印 刷 島根印刷株式会社

〒699-0555 島根県出雲市斐川町坂田1664-7 Phone 0853-63-3500